

船舶インシデント調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成27年9月1日 13時00分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市御崎岬 ^{おさき} 東北東方沖 陸前御崎岬灯台から真方位072°14.8海里付近 (概位 北緯38°56.0′ 東経141°58.4′)
インシデントの概要	漁船 ^{ジエイエフ} JF 第一光進丸 ^{こうしん} は、東北東進中、右転した後、舵中央とした際、舵板が戻らず、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年10月2日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 JF 第一光進丸、6.4トン MG2-6393（漁船登録番号）、宮城県北部施設保有漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約2m
インシデントの経過	本船は、南進しながら投縄する目的で右転し、船長が舵を中央とする操作をしたが、舵板が中央に戻らなかった。 船長は、主機を停止して点検したところ、操舵装置の作動油タンクの油量が減少しており、油圧シリンダにつながる油圧パイプから作動油が漏れいしていることを認めた。 本船は、修理業者が点検した結果、油圧パイプに腐食による破口が生じていた。
分析	本船は、操舵装置の油圧シリンダの油圧パイプに破口を生じたことから、作動油が漏れいして油圧が上昇せず、舵板が作動しなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、操舵装置の油圧シリンダの油圧パイプに破口を生じたため、作動油が漏れいして油圧が上昇せず、舵板が作動しなくなったことにより発生したものと考えられる。